

学校感染症報告書の提出について(お願い)

学校感染症にかかった場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間、登校せずに療養してください。

なお、医師から診断を受けましたら、すぐに学校へご連絡ください。また医師より登校許可がでましたら、下の「学校感染症報告書」に保護者の方が記入、署名の上、「処方された薬の説明書のコピー」と一緒に学校に提出してください。医師による診断書等の提出は不要です。

学校感染症とお休みする期間の目安

分類	病名	出席停止の期間
第一種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

※「その他の感染症」につきましては、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生や流行等を考慮の上で学校長の判断となります。必ず出席停止を行うものではありません。

キリトリ

令和 年 月 日

学校感染症報告書

年 組 番 氏名

保護者氏名

欠席の理由(診断名)	
欠席の期間	令和____年____月____日 ~ 令和____年____月____日 (上記の理由で早退した日も含みます)
診断を受けた医療機関名	
受診した日	令和____年____月____日 ・ ____月____日 ・ ____月____日 (計 回)